## 高齢者・障がい者 見守り通信

2020年7月号

#### 奈良県消費生活センター

奈良市三条本町 8 - 1 シルキア奈良 2階 TEL0742-32-0621 FAX0742-32-2686

### 通信販売での

# 「定期購入」に関するトラブルにご注意!



「モニター料金90%off」「初回無料(送料のみ)」という健康食品や化 粧品の広告を見たことはありませんか?

「『お得だな』と注文したら、実は何回以上の購入が条件となっている定期 購入契約だった」「定期購入であることは知っていたが、解約しようと事業 者に電話をかけているのにつながらず解約ができない」などの相談が多く寄 せられています。

「今だけ」「モニター」「お試し」 とお得な言葉が書かれていた ら、定期購入かもしれません

事業者は申込み・確認画面上に、定期購入である旨や金額、 契約期間等販売条件を表示しなければいけません。

SNSの広告や動画広告がきっかけで契約すると契約条件がどこに書かれているかわかりにくい時があります。



画面の隅々まで確認しましょう。



#### 2回目以降は4000円

お得コースは4回継続が条件です。 それ以降は次回お届け日の10日前まで にお電話いただければいつでも解約で きます。

発送後の返品は不良品以外一切できま せん。 事業者に連絡を取った場合、電話がつながらなかった場合もその 履歴も残しておきましょう。

注文時に見た画面や最終確認画 面はスクリーンショットなどして保 存しておきましょう。

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。解約・返品の条件はサイト内に書かれている「返品特約」に従うことになります。

申し込みの最終確認 画面でしっかり確認 しましょう。



国民生活センターHP 「身近な消費者トラブルQ&A」より

消費者ホットライン 188 (いやや) に相談してください。